



藤川 了輔

ふじかわ りょうすけ

国土交通省 観光庁
参事官(旅行振興)付
主査

担当領域

- 宿泊業における人材不足対策
- 観光地経営人材育成
- 宿泊業の投資関連施策

経歴

- 香川県高松市生まれ
- 大卒後、金融機関にて法人営業
- その後、大規模宿泊施設の開発に7年間従事
- 2025年4月より、観光庁観光産業課
- 2025年7月より、現職

観光地・観光産業における人材不足対策事業

- ・宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- ・人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

①人材確保の促進

- 大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に促進

(現役女将による転職イベントでの魅力発信・相談対応)



②外国人材の確保

- 特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

(特定技能外国人材(宿泊業)のイメージ)



③人材活用の高度化に向けた設備投資支援

- 人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム(PMS)等の設備投資を支援

(スマートチェックイン・アウト)



(配膳ロボット)



④経営の高度化

- 「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進

(受講の様子)



(R6年度九州産業大学)



宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。
- このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。



省エネ型ボイラー



太陽光発電



省エネ型空調

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助上限1,000万円、補助率1/2）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者
- ※原油価格高騰対策としての宿泊業・旅行業への財政支援策

事業目的・背景・課題

- 観光産業の中核である宿泊業は、これまで地域における観光需要の受け皿としての役割を果たしてきたところであるが、コロナ禍で増加した債務の返済に行き詰まることで、本来その宿泊施設が有する魅力を十分に発揮することができず、今後、倒産・廃業に至る宿泊事業者が増加するおそれがある。
- この点、現在でも公的な支援制度があるが、宿泊業の運営面に関する専門的なサポートは限られており、また、宿泊業に特化した事業再生のモデルも十分に整備・共有されていない。
- そこで、債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対し、他の公的な支援制度とも連携し、宿泊業の再生ノウハウを集約したガイドラインを作成し、これを広く共有していくことで、宿泊事業者の再生機会の拡大を図ることが必要である。

事業内容、事業イメージ

①宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知

・中小企業活性化協議会等の公的な支援制度と連携し、経営状況が悪化しているものの事業再生の見込みのある宿泊事業者を選定し、宿泊業に精通したコンサル事業者の派遣・アドバイスの下、宿泊業に特化した事業再生のアクションプラン（原価計算に基づくサービス水準の決定、従業員の活用方法等）を策定。

・再生モデル事例より得られたノウハウを収集の上、ガイドラインを策定し、幅広く宿泊事業者や金融機関等の関係者に共有。

②再生に必要最小限のシステム、備品及び設備の改善

・①のアクションプランと連動した、選定された宿泊事業者が再生を図る上で必要となる最小限のシステム、備品及び設備の改善費用を支援。

（例）軒先の補修、客室・ロビーの改善、PMSの導入等



事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業 ②間接補助事業（上限700万円、補助率2/3）
- ・補助対象・請負先：①民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者
- ・事業期間：①・②令和7年度～